

監査基準の改訂に関する意見書、公表議決

—企業会計審議会総会・監査部合同会合

去る2月18日、企業会計審議会

(会長…安藤英義・専修大学教授)は、総会・第37回監査部

会合同会合を開催し、特別目的の財務報告に対する監査の位置づけに関する「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を決定した。

なお、これまでの監査部会の審議では、監査報告書の記載内容に関し、国際的な見直しの動向についても議論されてきたが、引き続き検討が行われる予定である。

主な改訂点と考え方

(1) 「第一 監査の目的」

今回の改訂において、特別目的の財務諸表または一般目的の財務諸表を対象とした、準拠性に関する意見の表明が可能であることが明確化された。

適正性に関する意見の表明にあたっては、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、利用者が財政状態や経営成績等を理解するにあたって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれる。一方、準拠性に関する意見

の表明の場合、後者の評価は行わないという違いがある。

(2) 「第三 実施基準」

財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合についても、監査基準が適用されるとされている。

したがって、個別の財務表または個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合であっても、必要な範囲で内部統制を含む企業および企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が、重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならぬことに留意が必要であるとされた。

(3) 「第四 報告基準」

「一 基本原則」の1において、準拠性に関する意見を表明する場合、適正性に関する意見の表明を前提とした報告の基準に準じて行うこととされている。

準拠性に関する意見には、財務諸表に重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得たとの監査人の判断が含まれてい

る。この判断にあたっては、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠して継続的に適用されているか、財務諸表が表示のルールに準拠しているか、当該会計方針の選択および適用方法が適切かどうかについて判断することに留意が必要であるとの考えが示された。

実施時期

改訂監査基準は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度または会計期間に係る監査から適用される。ただし、平成26年4月1日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げな

いとされた。

監査基準の公開草案

審議会の最後に、日本公認会計士協会より公表されている監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」および監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目に対する監査」の公開草案について説明が行われた。協会からは、前記2つの監査基準に係る「Q&A」も公開草案が公表されており、これらは、意見書の公表後速やかに確定される予定。

また、第280回企業会計基準委員会(本誌2014年2月20日号(No.1372)情報フラッシュ参照)で意見が挙がった「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」監査・保証実務委員会実務指針63号)についても、審議に含める方向となった。

専門委員からの「他の基準への影響はどうか」という質問に対しては、四半期会計基準、連結納税を適用する場合の実務対応報告の改正が必要となるとの回答があった。

検討の進め方

当専門委員会は次のような手順で進めていくこととなった。

(1) 3月14日までに、前記の実務指針について、現状の取扱いに関する課題の洗い出しを行う。

(2) (1)で指摘された論点について、取扱いの見直しを行うかどうかについて審議を行う。

(3) 特に現状の取扱いに関する課題の指摘がない項目については、原則として現在の実務指針の内容を踏襲し移管する。

*

次回は3月24日開催予定。

税効果会計専門委員会、始動

—ASBJ、税効果会計専門委

去る2月18日、企業会計基準委員会は第1回税効果会計専門委員会を開催した。

検討の対象

当専門委員会の検討対象となるのは、JICPAで作成されている税効果会計に関する会計上および監査上の実務指針の6項目である。

- (1) 「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告6号)
- (2) 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(同)

10号)

(3) 「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」(同11号)

(4) 「税効果会計に関するQ&A(会計制度委員会)

(5) 「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告66号)

(6) 「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」(同70号)
※(5)および(6)は、会計処理に関する部分が対象となる。

第4回ASAF会議に向けて 審議—ASBJ、ASAF対応専門委

去る2月19日、企業会計基準委員会は第11回ASAF対応専門委員会を開催した。今回は3月3日および4日に開催予定の第4回ASAF会議に向けて、意見発信のための審議が行われた。

想定されている議題

- ・概念フレームワーク
- ・複雑性(EFRAG)
- ・財務業績計算書での表示の改訂モデル(FASB)
- ・公開草案に向けた戦略(セクシヨン5.6.8)
- ・開示イニシアティブ
- ・リース
- ・保険
- ・料金規制
- ・各国基準設定主体との協働
- ・プロジェクトの状況(リサーチ活動を含む)

「財務業績計算書での表示の改訂モデル」は、FASBのリンズマイヤー理事作成のペーパー(以下、「LP」という)に基づき議論することとなっている。専門委員と事務局は、FASBとしての意見と捉えないことと意見が合致した。

財務業績の報告において小計として営業利益と包括利益を掲

げ、それらを反復項目と非反復項目に区分することを提案している。また、非営業項目は決して営業項目にならないので、2つの利益区分間でのリサイクルングには関心がないとしている。

業績モデル案は、最も有用な営業利益が計算書のなかに埋もれてしまうなどの欠点や、何をEPSの基礎の利益数字にするかの疑問があるため、LPは次の2つの解決の可能性を提案している。

- ・財務業績の2計算書の表示を要求することを検討する
- ・営業利益と包括利益の両方に関してEPSを要求する。または、利用者に当期の発行済普通株式の加重平均数(EPSの分母)を提供し、彼らが意思決定に最も目的適合性があると考えるEPSを計算させる

ASBJは、第3回会議用に作成したアジェンダ・ペーパー(AP)と比較して、LPがAPの見解を否定しているところまではいえないと分析している。また、営業項目か否かの区分、反復か否かの区分については、企業へ

セグメント情報については、

米国基準で1976年にFASB基準書14号が発行されるまでは、企業の極秘情報で社外に公開するなど考えられない情報であった。財務諸表の利用者に大変有用なことを重要視して、今では一般的な開示となっているが、セグメント情報では、どのセグメント(企業の一部で利益が出ていて、どのセグメントで損失が出ているかが一目瞭然になるため、同業他社等には知られたくなかったわけである。FASB基準書14号は、産業セグメント別の開示を要求していたが、その当時では、米国基準のみがセグメント情報の開示を要求していたといつてよいであろう。

日本でもセグメント情報の開示が1990年4月1日以降開始年度から要求されて、すでにかなりの時が過ぎている。このセグメント情報については、1989年9月に開始した米国が日米貿易不均衡の是正を目的と日米構造協議において、米国から日本ではセグメント情報の開示がないことが指摘され、1990年6月の最終報告でも触れられたという経緯があり、米国基準を基礎に日本でもセグメント情報の開示が行われるようになった。

その後、FASBは、1997

年にFASB基準書131号で開示

するセグメント(報告セグメント)の決定方法を、産業別からマネー・ジメントが日頃から分析を行っている事業セグメントを基礎に報告セグメント(開示するセグメント)を決定する方法(いわゆるマネー・ジメント・アプローチ)に変更したのである。この1997年は、日本でもセグメント情報の開始から間もないときであり、これは日本基準にとって不幸であった。というのは、その後、IFRSと



のコンパージエンスの結果として、日本基準がIFRSや米国基準と同様にマネー・ジメント・アプローチに変更するのは、2010年4月1日以降開始年度まで待たねばならなかったからである。

従来の産業セグメント(産業や製品を基礎にしていた)での企業間の比較可能性のメリットを失っただけで、マネー・ジメント・アプローチへ変更した理由はあまり語られないが、その主な理由はMD & A (Management Discussion

and Analysis)にあるといえる。

MD & Aでは、セグメントを基礎に説明がなされるため、MD & Aの充実のためには、マネー・ジメントが日頃親しんでいるセグメントを基礎にすれば、より充実したMD & Aになるとの理由からと推察される。残念ながら、日本の有価証券報告書にも「財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」として、MD & Aは含まれているが、紋切り型のわずかな量の開示が大半を占めている。日本では米国と比べ、個人株主の比率が低いため、個人株主を相手に詳細な説明は不要と考えられているのではないかと、いうことが想像される。

また、米国では、MD & Aで将来の予測の情報を開示させるために、株主等からの予測と実際の数値の乖離に関する訴訟を防ぐほうが優先事項のために、セーフ・ハーバー(免責条項)を設定して、企業の便宜を図っている。日本でもこのような条項が絶対的に必要と思われるが、基礎となるMD & Aに対する考え方を変えるようだ。いつの日か将来の予測を含む大量の情報の開示が、有価証券報告書のMD & Aでなされることを期待したい。

長谷川 茂男(中央大学大学院特任教授)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年2月14日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	金融庁	IFRS9号「金融商品」、IAS19号「従業員給付」等、IASBが2013年11月1日から同年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務93条に規定する指定国際会計基準とするもの。コメント期限は2014年3月17日まで。	—
2014年2月14日	自主規制・業務本部 平成26年審理通達第1号「EDINETで提出する監査報告書の欄外記載の変更及びXBRLデータが訂正された場合の監査上の取扱い」	JICPA	2013年9月17日からの新EDINETの運用開始に伴い、XBRLデータが訂正された場合における監査上の取扱いについて取りまとめたもの。本通達の公表に伴い、「有価証券報告書に記載される財務諸表等の表示方法の変更等に係る監査人の留意点」等、3つの通達が2月12日付けで廃止された。	—

金融

の正味キャッシュ・イン・フローの金額、時期および不確実性を

利用者が評価する目的から有用と考えられるとした。

限定的な貸出支援制度の増強効果

日本銀行は去る2月18日、2

1%の条件となる。

日間の金融政策決定会合の結果、金融緩和策について金融市場調節や資産買入れについて現状を維持するとともに、貸出支援制度については新たな措置を取ると発表した。この発表を受けて、日経平均株価が上昇、為替も円安に振れるなど市場は大きく反応した。しかし、市場は貸出支援制度について何らかの措置が取られることはある程度予想していたため、むしろ相場がその内容について改めて織込みにいった形だ。

黒田総裁は会見で、こうした措置の目的を、成長基盤強化支援資金供給の残高が総枠3兆5千億円の上限に近づいているため、さらに「量的・質的金融緩和」の効果波及メカニズムを強化するため、と説明している。しかし、仮にそうであったとしても、その枠を拡大するだけでは積極

証券

1万4,000円が底値となる条件

今回の貸出支援制度における

2月は何といつても、異例の大雪

新たな措置とは、基金に基づく各資金供給の期間延長・量的拡充であり、貸出増加支援資金供給、成長基盤強化支援資金供給、被災地金融機関支援資金供給について、各々1年間の延長

が記憶に残りそうな推移である。首都東京が2回も何十年振りという積雪に見舞われたのを筆頭に、普段は大して雪の降らない地域に通常の何倍とか、観測史上最高と

増加させた額の2倍まで日本銀行から資金供給を受けられ、成長基盤強化支援資金供給については、金融機関が貸出を増加させた額の2倍まで日本銀行から資金供給を受けられ、成長基盤強化支援資金供給について

には弱い。たちまち交通マヒ、物流ストップなどが生じ、経済活動が停滞してしまふからである。

では、総枠を3兆5千億円から7兆円に倍増する措置となる。双方とも4年間固定金利0・

アメリカも事情は同じだ。年明け後、一部の経済指標が予想外の悪化を示し、株価も敏感に反応した。指標悪化の原因は寒気、積雪、凍結の影響ではないか、それはどこまで尾を引くのか、といった

的な金融緩和策とはいい難い。まして貸出増加支援資金供給については、地方で積極的な活用がみられないなか、増枠といった措置そのものにインパクトはない。

追加金融緩和策については、建前上、黒田総裁が就任早々に打ち出した異次元緩和策で必要な対策はすべて出し切ったことになつており、日銀としても消費税増税後の景気を睨みながらそのタイミングを探っていくたいところだ。しかし一方で、市場の追加緩和催促も無視できない、といったなかで、今回はアリのバグが実態ではないだろうか。

点を巡って見方が分かれている。気象要因は二過性のものであり、アメリカ経済の回復傾向、堅調さは信頼できると思われるが、どこか不安が残る。

こうしたなかで、日米の株価はかなり対照的な動きが続いている。アメリカ株は反転上昇の動きをみせてきているが、日本株は進退でどうも方向性がはっきりしない。世界中を見渡しても、大半の国の株価はアメリカ型の推移を示しており、日本型の推移は今回の世界同時株安の震源地となつたアルゼンチン、トルコ、ロシアなど新興国市場だけなのである。

昨年は、アベノミクスにより世界の株価をリードしてきた日本株が、現在正反対の位置にある。これはひとえに最近の円安修正＝円高のせいであり、現在の世界の通貨情勢からはどうしてもこういう展開になつてしまふという、日本にとつて不条理のドラマである。21世紀に入つて何度か経験済みであり、これが根本的に改まるにはアジア通貨統一が実現し、円が円ではなくなることしかないかもしれない。

ただ、当面の円相場については、イレブンFRB議長が昨年末から前議長のもとで始まつたQE3の縮小計画を遂行していく姿勢を示し、一方、日銀の異次元緩和に変更はないため、日米の金融政策には変化がないことから、少し緊張感が緩んだ。このような事情は、ドル高・円安に働くはずであるからだ。また、日本の貿易収支の赤字が、相当水準になつていることも円安の雰囲気づくりに役立つだろう。

円高懸念が解消されさえすれば、好調ぶりが伝えられる第3四半期の企業収益が素直に株価に反映されていくだろう。そうなれば、2月初めの日経平均1万4,000円が底値であつたという展開は十分期待できる。

もちろん、最近少し強まつていようように感じられるアベノミクスの賞味期限といった観測を解消させるために、成長戦略の次の矢を放つことを怠つてはいけないう。